

Q31 「対象債権及び対象消費者の範囲」（第5条）は、どの程度特定されている必要がありますか。

対象債権及び対象消費者の範囲は、共通義務確認の訴えの訴状及び判決書に記載されるほか、対象債権の確定手続においては、簡易確定手続開始決定の決定書（第20条）、簡易確定手続開始の官報公告（第22条第1項第2号）、申立団体による通知・公告において記載されます。

これらの記載は、消費者にとって、自らが対象消費者となり得るかを知るために不可欠な情報であり、また事業者にとっても、どの程度の金銭支払義務を負うことになるかを把握して防御の指針を立てるために不可欠な情報です。

そのため、対象債権及び対象消費者の範囲は、ある者が対象消費者に該当するかどうかの判断が可能となる程度に客観的に特定されることが必要です。

例えば、学納金返還請求に関する事案では、対象消費者の範囲として、「（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に）被告事業者（大学）との間で平成25年度の在学契約を締結し、同契約に基づき授業料を支払った後に、平成25年3月31日までに同契約を解除した消費者」といった程度の記載、モニター商法の事案では、「（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に）被告事業者との間で、本件モニター契約（具体的な契約内容等によって特定することを要する。）を締結し、当該契約に基づき代金を支払った消費者」といった程度の記載によって特定されることになると考えられます。

これに対して、例えば、「ある商品の元本欠損のリスクについて十分な説明を受けずに契約を締結した者」といった記載は、十分な説明を受けなかったかどうかは評価を伴うものであり、これによっては対象消費者が客観的に特定されているとはいえないと考えられます。

なお、対象債権を相続等により承継した者も対象消費者になり得ることから、対象消費者の範囲の設定には配慮するのが望ましいと考えられます。

Q32 商品の品質に問題があるとしても、実際に不具合が生じている消費者と生じていない消費者がいる場合に、対象消費者の設定はどのようにすべきですか。

## 1. 対象消費者の範囲の設定

共通義務確認訴訟は、対象消費者について、個別事情がない限り金銭支払義務を負うべきことを確認するものであり、実際に瑕疵ある商品を購入していない消費者は損害賠償請求をなし得ないのであるから、実際に瑕疵ある商品を購入した消費者が対象消費者となるように、対象消費者の範囲を設定する必要があります。

例えば、対象消費者の範囲を「製造番号 500 番から 1000 番までの商品を購入した消費者」と設定しそれらの商品の一部に瑕疵（特定の品質の問題）がある商品が存在すると主張して訴えを提起する場合は、必ずしも設定された範囲内の消費者の間で金銭の支払義務を発生させるための事実上及び法律上の原因が共通しているとはいえず、共通性を欠くものとして、訴えが却下されるものと考えられます<sup>(注)</sup>。

他方で、対象消費者の範囲を「ある商品を購入した者のうち部品に瑕疵（特定の品質の問題）がある商品を購入した消費者」と設定した場合は、個々の消費者の購入した商品に瑕疵（特定の品質の問題）があるかが対象債権の確定手続で争われることとなりますが、その点が、簡易確定手続での主要な争点となることが想定され、その認定・判断が困難であると認められるときは、支配性の要件（簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとはいえないこと。第3条第4項）を欠くものとして共通義務確認の訴えが却下されることとなります。

## 2. 不具合の有無と瑕疵

商品の品質に問題があることが瑕疵に当たるか否かは、民法等の実体法の解釈の問題であり、本制度の問題ではありません。

なお、電子部品に統計的に数万個に1個の確率で不良品がやむを得ず発生するものの、そのうちのいずれかが不良品であるかは故障するまでは分からないという場合には、実際に不良品である商品のみには瑕疵があるのであり、不良品であるかもしれないということをもって、不具合があるか否かを問わず、全ての商品に瑕疵があるということにはならないと考えられます。

もっとも、一般に実際に不具合が生じなければ瑕疵があることにならないわけではなく、その品質の問題が重大であり、不具合が現に生じていなくても、社会通念上修理・交換することが必要不可欠と考えられるようなものは、品質

の問題が瑕疵となることがあり得ると考えられます。

(注) 事実上及び法律上の原因が共通している（共通して商品の品質に問題がある）としても、契約で要求されている品質が異なる場合には、契約ごとに区分せず商品を購入した消費者を対象消費者とすると、事業者に通義義務（第2条第4号に規定する義務）があると認めることができず棄却されることもあると考えられます。

また、共通性を欠く場合や共通義務があると認められないような場合でも、対象消費者の範囲を、多数性や支配性といったその他の訴訟要件を満たすように適切に限定できる場合であれば、その対象消費者の範囲との関係では、共通性が認められ、共通義務があると認められることはあるので、特定適格消費者団体が対象消費者の範囲を変更することや裁判所が一部認容をすることなども考えられます。

Q33 共通義務確認の訴えの管轄はどのようなものですか。

### 1. 共通義務確認の訴えの管轄

当事者（特定適格消費者団体及び事業者）双方の負担に配慮しつつ審理の適正を確保する観点から、①被告の普通裁判籍（主たる事務所等）の所在地のほか、②被告の事務所又は営業所の所在地、③対象債権が不法行為に基づく損害賠償請求以外の場合は義務履行地、④対象債権が不法行為に基づく損害賠償請求権である場合は不法行為地を管轄する地方裁判所に提起することができることとしています（第6条第1項、同条第2項）。

### 2. 大規模事件に係る共通義務確認の訴え

また、大規模事件に係る共通義務確認の訴えについては、事件を適正かつ迅速に対処できるための規模を有する裁判所で取り扱うことができるようにするため、①対象消費者が500人以上であると見込まれるときは、前述の管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（第6条第3項）、②対象消費者が1,000人以上であると見込まれるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、訴えを提起することができることとしています（第6条第4項）。

Q34 共通義務確認の訴えの国際裁判管轄はどのようなものですか。

海外に所在する事業者も本法の「事業者」（第2条第2号）に当たるので、消費者契約の相手方である事業者、不法行為に基づく損害賠償の請求については相手方である事業者若しくは債務を履行する事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、勧誘をさせ、若しくは勧誘を助長する事業者（第3条第3項）については、被告とすることができます。

もっとも、共通義務確認の訴えを提起するには、我が国の裁判所に管轄権が認められる必要があります。

共通義務確認の訴えの国際裁判管轄は、民事訴訟法の規定に従います。具体的には、日本国内で事業を行っているとき（民事訴訟法第3条の3第5号）には、その事業者を被告とする共通義務確認の訴えの国際裁判管轄を日本の裁判所が有するものと考えられます。

なお、民事訴訟法第3条の4第1項は、共通義務確認の訴えには適用されないものと考えられます。同条項は、消費者契約に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起時又は消費者契約の締結時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる旨定めるものですが、これは、消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに経済力及び交渉力の格差があると考えられており、とりわけ、国際的な事案においては、法令や言語の異なる外国の裁判所において消費者が訴えを提起し又はその裁判所で応訴することは困難であること等から、消費者の裁判所へのアクセスへの保障に配慮する必要性が高いために設けられた規定と考えられます。これに対し、共通義務確認の訴えに係る訴訟は、特定適格消費者団体と事業者との間の訴訟であり、特定適格消費者団体は民事訴訟法第3条の4第1項の「消費者」ではなく、被害を回復するために必要な情報収集及び交渉、訴訟追行等をするのに適当な能力を有すると考えられる者であるから、消費者と事業者との間における消費者契約に関する訴えについての国際裁判管轄の規定の適用はないと考えられます。

Q35 請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えについて、複数の特定適格消費者団体によってそれぞれ異なる裁判所に提起された場合の取扱いはどのようなものですか。

本制度においては、係属中の共通義務確認の訴えが存するときに、それと請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えが、他の特定適格消費者団体によって異なる裁判所に提起される場合があり得るところ、その場合は、重複審理の回避及び被告の応訴負担への配慮の観点から、先に訴え提起があった裁判所に管轄が専属することとしています（第6条第5項本文）。

したがって、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えが異なる裁判所に提起された場合は、管轄違いを理由として先に訴え提起があった裁判所に移送され、弁論及び裁判は併合して行われることとなります（第7条第1項）。この場合、各特定適格消費者団体は、共同原告として訴訟追行をすることとなるものと考えられます。

また、先に訴え提起があった裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、当該訴訟を他の管轄裁判所に移送することができることとしています（第6条第5項ただし書）。

なお、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属している場合であっても、裁判所は、かかる事実を必ずしも把握することができるとは限りません。他方、被告事業者は自らにかかる事項として、また、特定適格消費者団体は団体相互の通知義務によって、同時係属の事実や当該訴訟における請求の内容等を知り得る立場にあると言えます。そこで、本法では、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属している場合には、当事者はその旨を裁判所に申し出なければならないこととしています（第7条第2項）。

Q36 事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認の訴えについて、それぞれ異なる裁判所に提起された場合の取扱いはどのようなものですか。

事実上及び法律上の争点が重複する同種の共通義務確認訴訟が他の裁判所に係属している場合、重複した審理を避け訴訟経済を図ることや、被告の応訴負担への配慮という点から、審理を共通にすることによる利点があります。

他方で、事実上及び法律上の争点が重複するが同一ではない場合には、これらの争点について異なる主張がされるなど、共通しない事項が主たる争点となることも考えられ、別個の手続で行うことが適当な場合もあり得ます。

そこで、本制度では、同種の共通義務確認訴訟が他の裁判所に係属している場合には、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、裁判所が相当と認めるときは、移送することができることとしています（第6条第6項）。

Q37 消費者が特定適格消費者団体を補助するため、補助参加をすることができないのはなぜですか。

本制度は、共通義務確認の訴えにおいては、多数の消費者の利益を代表して訴訟行為をすることが期待される者として、特別に特定適格消費者団体に当事者適格を与え、もって紛争の一回的解決を図りつつ、消費者の被害の回復を実効的に行おうとするものです。

当事者適格を認められない消費者に補助参加という形で訴訟追行への参加を認めることは、かえって争点の拡散や期日指定の困難、送達手続の煩雑化などの問題が生じるおそれがあり、特定適格消費者団体をもって、多数の消費者を代表して訴訟追行をさせることにより手続を効率化させることで負担の軽減を図るという制度の目的にも反することになりかねません。

このように、消費者に特定適格消費者団体を補助するため補助参加を認めることは、特定適格消費者団体に訴訟を追行させることとした法の趣旨に必ずしも沿わないため、認めないこととしています（第8条）。

なお、共通義務確認の訴えは、消費者には当事者適格が認められないため、当事者として参加することもできません。

他方、他の事業者が被告事業者に補助参加することは可能であり、例えば、小売店がその販売した製品について瑕疵があるとして共通義務確認の訴えを提起された場合に、メーカーが小売店に対して補助参加することは可能です。



Q38 共通義務確認訴訟の確定判決の効力はどのようなものですか。

本制度では、共通義務確認訴訟の確定判決の効力について、団体の勝訴・敗訴を問わず生ずることを前提とした上で、その効力が及ぶ者の範囲について、民事訴訟法において確定判決の効力が及ぶとされる者（具体的には、当事者、その口頭弁論終結後の承継人など。民事訴訟法第115条第1項）のほか、当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及びます（第9条）。

これは、特定適格消費者団体が敗訴した場合には、対象債権の確定手続が開始されないために、対象消費者に共通義務確認訴訟の判決の効力が及ぶこともないということですので、例えば、会社法において、「会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。」（会社法第838条。いわゆる「対世効」）とされるものとは異なるものです。

なお、共通義務確認訴訟の確定判決の効力は、当該訴訟で当事者ではなかった他の特定適格消費者団体にも及びますが、簡易確定手続開始の申立てをする特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾（第2条第4号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。）によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体に限られます（第12条）。判決の効力が及ぶからといって、当事者でなかった特定適格消費者団体が簡易確定手続を迫行することができるわけではありません。

Q39 共通義務確認訴訟の確定判決の効力を届出消費者や当事者以外の特定適格消費者団体にも及ぼすのはなぜですか。

共通義務確認の訴えの確定判決の効力は、民事訴訟法において確定判決の効力が及ぶとされる者（具体的には、当事者、その口頭弁論終結後の承継人など。民事訴訟法第 115 条第 1 項）のほか、当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及びます（第 9 条）。

当事者以外の特定適格消費者団体にも及ぶとするのは、共通義務確認の訴えは、制度の実効性確保の点から、各特定適格消費者団体がそれぞれ単独で訴えを提起することができるとしつつ、請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えについては、判決内容が団体ごとに異なったり矛盾したりしないよう合一に確定させる必要があるためです。

対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及ぶとするのは、本制度が、対象消費者が、二段階目の手続である対象債権の確定手続において、共通義務確認の訴えの結果を活用することができる制度を創設することによって、消費者被害の実効的回復及び紛争の一回的解決を図ろうとするものであることという本制度の本質から導かれるものです。

このような考え方は、被告事業者が、共通義務確認の訴えの審理において、二段階目の手続で行使されることが想定される債権の内容及びその総額（係争利益）についておおよその見通しを把握でき、十分な攻撃防御を尽くすことができるような制度設計とすることにより許容されるものです。

具体的には、共通義務確認の訴えを提起するに際し、対象債権及び対象消費者の範囲を特定していること、対象となる請求を消費者契約に関するものに限定していること、損害賠償請求の場合の損害の範囲についても、いわゆる拡大損害や逸失利益、人身損害や慰謝料を除外していること、さらに、共通義務確認の訴えにおいて確認を求める事項が対象消費者の有する債権の存否の判断をするに当たって十分なもの（支配性の要件を充足するもの）とすることなどによって、被告事業者が、共通義務確認訴訟において、十分な攻撃防御を尽くすことができるようにしています。

Q40 共通義務確認訴訟の請求棄却判決が確定した場合にはどのような効力がありますか。

共通義務確認の訴えの確定判決の効力は、民事訴訟法において確定判決の効力が及ぶとされる者（具体的には、当事者、その口頭弁論終結後の承継人など。民事訴訟法第 115 条第 1 項）のほか、当事者以外の特定適格消費者団体及び対象消費者の範囲に属する届出消費者にも及びます（第 9 条）。

もともと、簡易確定手続は、共通義務確認訴訟の請求を認容する確定判決若しくは請求認諾又は共通義務（第 2 条第 4 号に規定する義務）が存することを認める旨の和解によって訴訟が終了している場合に、申立てによって開始し得るものです。そのため、共通義務確認の訴えの請求が全部棄却された場合は、簡易確定手続は開始されず、簡易確定手続に加入する対象消費者は観念されません。その結果、共通義務確認訴訟における請求を全部棄却する旨の確定判決の効力は、当事者及び他の特定適格消費者団体にのみ及ぶこととなります。

なお、一部認容判決に基づいて簡易確定手続が開始された場合には、届出消費者には、棄却部分についても確定判決の効力が及びます。

Q41 共通義務確認の訴えの判決に対しては上訴をすることができますか。

共通義務確認の訴えに係る上訴に関する規律は民事訴訟法によるところ、共通義務確認の訴えの判決は終局判決であり、不服の利益を有する当事者は終局判決に対して上訴することができます（民事訴訟法第281条第1項、同法第311条）。

なお、共通義務確認の訴えに係る上訴が係属している間は、対象債権の確定手続は開始しません（第12条）。これは、対象債権の確定手続における審理及び判断は共通義務確認訴訟の結果によって変わり得るので、その結果が確定しないまま対象債権の確定手続が開始されるとすると、その後に共通義務（第2条第4号に規定する義務）に関する判断が覆った場合に、それまでの対象債権の確定手続における審理が無意味なものとなったり手続が混乱したりするためです。

Q42 共通義務確認訴訟であることができる訴訟上の和解及びできない訴訟上の和解はどのようなものですか。

### 1. 共通義務の存否についてする和解

共通義務確認訴訟において、当該訴訟の当事者である特定適格消費者団体と事業者は、共通義務（第2条第4号に規定する義務）の存否、すなわち、共通義務の全部又は一部が存在すること又は存在しないことについて、訴訟上の和解をすることができます（第10条）。

### 2. 共通義務の存否について定めない和解

他方で、共通義務の存否について合意をせずに、消費者の事業者に対する実体法上の権利を処分する内容の訴訟上の和解をすることはできません。すなわち、特定適格消費者団体と事業者との間で、対象消費者に該当する個々の消費者の事業者に対する債権の存否及び内容について、その全部又は一部を免除するなど団体が一定の処分をする内容の和解（例えば、対象消費者は、一定額の解決金を受領する代わりに、本件についての金銭請求をしないとといった内容の和解など）をしたとしても、その和解に対象消費者が拘束されることはありません。

なぜなら、本法は、特定適格消費者団体に対して、共通義務確認訴訟において対象消費者の実体法上の権利を処分する権限までは付与していないからです。

また、このような和解をする際、そこに共通義務確認訴訟を終了させる合意（請求の放棄・訴えの取下げ）を含む場合には、それによって共通義務確認訴訟は終了すると考えられるものの、和解の内容として共通義務が存することを認める内容でないため、この和解に基づいて簡易確定手続は開始しません。そのため、本制度が予定する簡易確定手続での通知・公告といった対象消費者に対する十分な情報提供ができないため、結果として、限られた対象消費者にだけ、情報提供がされ、被害回復がされるおそれがあり、対象消費者の利益の観点からも問題となることも考えられます。

なお、一部の対象消費者だけの利益を図ることを意図し残りの対象消費者にとって不利益になることを認識しつつあえて和解をするなど、適切に被害回復関係業務を実施（第75条第1項）しているとはいえないときは、監督措置を講じることがあり得ます。

### 3. 共通義務の存否とともに、それ以外の事項についてする和解

また、共通義務の存否についてする訴訟上の和解については、共通義務の存否についてだけでなく、それと併せて、それ以外の事項についても合意をすることも考えられますが、そのような場合に、どこまで和解事項に含めることができるかは、併せて合意しようとしている内容によることとなります。

合意をしようとしている事項が、共通義務に付随するものであり、対象消費者の権利義務に直接関わらない事項であれば、併せて合意することができるものと考えられます。例えば、共通義務について定めた和解による紛争解決の実効性を確保するために付随的に情報開示について一定の合意をした場合や共通義務の背景にある問題について、事業者が謝罪したり、問題となった約款の事後の不使用を合意したりすることが考えられます。

他方で、合意をしようとしている事項が、個々の消費者に対する支払額など、個々の消費者の被告である事業者に対する債権の存否及び内容といった実体法上の権利を処分するものである場合には、上記2と同様、特定適格消費者団体に、対象消費者の実体法上の権利を処分する権限がないことから、することができません。

Q43 特定適格消費者団体は、裁判外の和解をすることができますか。

本制度において、特定適格消費者団体には、被害回復裁判手続に関する業務を行う権限が付与されており、被害回復裁判手続に関する業務には、簡易確定手続又は異議後の訴訟についての消費者の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含むものとされています（第65条第1項、同条第2項第1号）。

他方、特定適格消費者団体には、簡易確定手続について授権を得る前に、裁判外の和解をする権限は与えられていません。なお、一般の消費者団体として裁判外の和解することは、本制度の枠外の行為であり、本制度によって影響を受けることはありません。

仮に、特定適格消費者団体が、報酬を得る目的で事実上、対象消費者のために裁判外の和解を行った場合、弁護士法上の問題が生じる可能性があります（弁護士法第72条本文、本法第76条、第65条第2項第1号参照）。

また、特定適格消費者団体が、仮に簡易確定手続について授権を得る前に事実上、事業者との間で対象消費者の権利を処分するような内容の和解をしても、民法等の実体法の考え方により、その効力が対象消費者の意に反して及ぶことはありません。裁判外の和解が簡易確定手続の開始原因となることもありません（第12条参照）。

Q44 共通義務確認訴訟における訴訟上の和解にはどのような効力がありますか。

共通義務確認訴訟における和解調書に記載された訴訟上の和解は、民事訴訟法第 267 条の規定により、その内容が共通義務（第 2 条第 4 号に規定する義務）の存在を認めるものであるか否かにかかわらず、「確定判決と同一の効力」を有することになります。

本制度では、共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第 115 条第 1 項の規定にかかわらず、当事者以外の特定適格消費者団体や対象消費者の範囲に属する届出消費者に対してもその効力を有することになりますので（第 9 条）、確定判決と同一の効力を有する訴訟上の和解についても、他の特定適格消費者団体や届出消費者に対しても効力を有することになります。また、共通義務が存することを認める内容の和解については、簡易確定手続の開始原因（第 12 条）となります。



Q45 対象消費者の権利を害する目的をもってされる和解の防止策及び是正手段はどのようなものですか。

### 1. 対象消費者の権利を害する目的をもってされる和解の防止策

対象消費者の権利を害する目的をもってされる和解の防止策としては、特定適格消費者団体間の相互牽制があります。

具体的には、他の特定適格消費者団体は、共同訴訟参加（民事訴訟法第 52 条第 1 項）した上で和解に応じないことで事前に不当な和解を防止することができる場所、その実効性を確保するため、特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において和解をしようとするときは他の特定適格消費者団体にその旨を通知しなければならないこととしています（第 78 条第 1 項第 7 号）。

加えて、対象消費者の利益を害する内容の和解をした特定適格消費者団体については、その特定適格消費者団体の認定又は適格消費者団体の認定を取り消すことができることとすることで（第 86 条第 2 項第 1 号）、その抑止を図ることとしています。

### 2. 対象消費者の権利を害する目的をもってされた和解の是正手段

本制度においては、対象消費者の権利を害する目的をもってされた確定判決に対しては再審の訴えをもって不服を申し立てることができることとしており（第 11 条）、その趣旨からして、対象消費者の権利を害する目的をもってされた和解については、再審事由に該当する瑕疵があるものとして無効となる場合もあるものと考えられます。

したがって、当事者以外の特定適格消費者団体としては、新たな共通義務確認の訴えの提起をした上で、その手続の中で、対象消費者の権利を害する目的をもってされた和解の効力を争うことなどが考えられます。

Q46 共通義務確認訴訟の係属中に被告が破産した場合はどのように取り扱われますか。

共通義務確認訴訟の係属中に相手方について破産手続開始の決定があった場合には、共通義務確認訴訟は中断するものと考えられます（破産法第44条第1項）<sup>(注)</sup>。

対象消費者は、破産手続において、自ら債権届出をしなければならず（同法100条第1項、同法第111条第1項）、破産手続において、債権の存否及び内容が確定されることとなります。

なお、特定適格消費者団体がまとめて破産債権の届出をすることは、特定適格消費者団体の業務とはされておらず（第65条第2項）、できないものと考えられます。

(注) 特定適格消費者団体にとっては、共通義務確認訴訟を迫行する実益がないことになるため、通常の場合は、当該団体は訴えを取り下げる（民事訴訟法第261条第1項）のではないかと考えられます。

なお、特定適格消費者団体が破産した場合には、当該特定適格消費者団体は解散することになり（特定非営利活動促進法第31条第1項第6号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1項第6号、同法第202条第1項第5号）、解散した場合には適格消費者団体の認定が失効することになっているので、（消費者契約法第22条第4号）、特定適格消費者団体の認定も失効します（第74条第1項第5号）。この場合、他に当事者である特定適格消費者団体がいないときには、内閣総理大臣が訴訟を受継する特定適格消費者団体を指定することになります（第87条第1項）。

Q47 対象債権の確定手続の概要はどのようなものですか。

## 1. 簡易確定手続の概要

対象債権の確定手続（第2章第2節）は、簡易確定手続（第1款）と異議後の訴訟（第2款）とからなる手続です。

簡易確定手続は、共通義務確認訴訟で確認された被告である事業者の共通義務（第2条第4号に規定する義務）を前提として、対象債権の存否及び内容を、簡易な手続により確定していくものです。

具体的な手続の概要は、次のとおりです。

- ① 簡易確定手続申立団体が、共通義務確認訴訟の結果等について、知っている対象消費者に対して個別に通知する（第25条第1項）とともに、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法など相当な方法により公告します（第26条第1項）。

こうした情報提供により、簡易確定手続が開始されたこと、簡易確定手続に加入する場合には簡易確定手続申立団体に授權する必要があることなどを対象消費者に周知します。

このとき、相手方である事業者も公表義務（第27条）や情報開示義務（第28条第1項）を負うことになります。

- ② 簡易確定手続申立団体が、対象消費者から授權を受けて、裁判所が定めた届出期間内に、裁判所に対して対象債権の届出を行います（第30条第1項、第31条第1項）。
- ③ 相手方は、届出債権の内容について、裁判所が定めた認否期間内に、認否を行います（第42条第1項）。相手方が認否期間内に認否をしなかったときは、相手方において、届出債権の内容の全部を認めたものとみなされます（第42条第2項）。なお、相手方が届出債権の内容の全部を認めたときは、届出債権の内容は、確定します（第42条第3項）。
- ④ 債権届出団体は、相手方が認否した内容に不服があれば、認否期間の末日から1月の不変期間内に、認否を争う旨の申出をします（第43条第1項）。なお、適法な認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、相手方の認否の内容により確定します（第47条第1項）。
- ⑤ 裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、債権届出団体及び相手方の双方を審尋した上で、届出債権の存否及び内容について、簡易確定決定をします（第44条第1項、同条第2項）。簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは書証に限りすることができるなど、証拠調べに制限があります（第45条）。なお、裁判所は、必要があると認めるとき

は、届出債権の支払を命ずる簡易確定決定について、仮執行宣言を付すことができます（第44条第4項）。

- ⑥ 簡易確定決定に不服がある債権届出団体、相手方及び届出消費者は、簡易確定決定の決定書の送達から一月の不変期間内に異議の申立てをすることができます（第46条第1項、同条第2項）。

## 2. 異議後の訴訟の概要

簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、債権届出の時に債権届出団体又は届出消費者を原告として、簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされ（第52条第1項前段）、異議後の訴訟が開始します。

異議後の訴訟においては、民事訴訟法の規定が適用されることとなりますが、原告は訴えの変更（届出消費者又は請求額の変更を内容とするものを除く。）をすることができず（第54条第1項）、被告は反訴を提起することができないこととしています（同条第2項）。

Q48 特定適格消費者団体は簡易確定手続開始の申立てをしなければならないとしている（第14条）のはなぜですか。

本制度において、簡易確定手続開始の申立てができるのは、第12条に規定する特定適格消費者団体に限られており、同条に規定する特定適格消費者団体が簡易確定手続開始の申立てをしなければ、簡易確定手続は開始されないこととなります。

簡易確定手続が開始されなければ、対象消費者の被害の回復を図る本制度の制度趣旨が実現されない上、本制度に基づく時効中断の遡及効（第38条）を見越して個別の訴訟の提起をしなかった対象消費者にとっては、請求権を行使する機会を喪失することになり、本制度に対する信用も害されます。また、共通義務確認訴訟に関して費やされた相手方の応訴負担及び手続も全て無駄になります。

そこで、本制度の実効性及び信頼性を確保する観点から、第12条に規定する特定適格消費者団体に対し、簡易確定手続開始の申立てを義務付けることとしています（第14条）。

Q49 「正当な理由」(第14条)とはどのようなものですか。

特定適格消費者団体に申立義務を課したのは、本制度の実効性及び信頼性の確保にあるため、申立義務を免除する要件である「正当な理由がある場合」とは、簡易確定手続の開始の申立てをする必要がないような場合となります。

具体的には、例えば、複数の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始申立義務を負う場合において、いずれかの特定適格消費者団体の申立てによって簡易確定手続開始決定がされた場合などが考えられます。このような場合には、重ねて簡易確定手続開始の申立てをしても、第23条によって、簡易確定手続開始の申立ては却下されるだけであり、新たに簡易確定手続開始の申立てをさせる必要はないからです。

Q50 簡易確定手続開始の申立ての取下げにはどのような規律がありますか。

## 1. 裁判所の許可

簡易確定手続開始の申立てをした後に簡易確定手続申立団体による取下げが自由にできるとすれば、簡易確定手続開始の申立てを特定適格消費者団体の義務として対象消費者の被害回復の実効性を確保した趣旨が失われることとなり、また、対象消費者の地位を不安定にして手続に対する信頼を損なうこととなります。

そこで、簡易確定手続開始の申立ての取下げには裁判所の許可を要することとしています（第18条第1項）。

また、手続上の規律として、簡易確定手続開始の申立ての取下げは、口頭弁論等の期日である場合を除き、書面で行わなければならないこととなります（第18条第2項による民事訴訟法第261条3項の準用）。

なお、取下げが許容され得る事案としては、確定した届出債権が存しない段階で、相手方が破産した場合など、もはや手続を継続する意味がない場合が考えられます。

## 2. 取下げの効果

取下げがされると、簡易確定手続は初めから係属していなかったものとみなされるため（第18条第2項による民事訴訟法第262条第1項の準用）、届出債権の認否による確定や簡易確定決定の効力は失われます。

なお、裁判所による官報公告（第22条）や簡易確定手続申立団体による通知・公告（第25条、第26条）等がなされた後に取り下げによって手続が終了した場合などには、簡易確定手続申立団体は、対象消費者に対して、適宜、その旨を情報提供するように努めることが必要と考えられます（第82条）。

Q51 簡易確定手続はどのくらいの期間を要すると考えられますか。

簡易確定手続に要する期間については、対象消費者の人数や情報開示命令の申立てがされるか否かなど、具体的な事案によって様々であると考えられます。もっとも、簡易確定手続は、事業者に通義務（第2条第4号に規定する義務）が認められていることが前提となっている手続であり、また、簡易確定手続における証拠調べを書証に限るなど（第45条）簡易・迅速な手続を予定していることから、債権届出以降は、通常の訴訟手続によるよりも迅速に手続が進められることが期待されます。



Q52 簡易確定手続において届出を促すための方策はどのようなものですか。

### 1. 対象消費者に対する情報提供の重要性

本制度を対象消費者が利用しようとする場合には、簡易確定手続申立団体に対する授権という積極的な行為を必要としているため、本制度の実効性を確保するためには、対象消費者に対して、簡易確定手続申立団体に対して授権をするために必要な情報を提供することが重要となります。

### 2. 簡易確定手続申立団体による情報提供

そこで、簡易確定手続が開始されたときは、簡易確定手続申立団体に授権をするために必要な情報（被害回復裁判手続の概要及び内容、共通義務確認訴訟の確定判決の内容、対象債権及び対象消費者の範囲、簡易確定手続申立団体の名称及び住所、報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法、対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して授権をする方法及び期間等）を、

- ① 知っている対象消費者に対して、書面送付や電子メール送信等により、個別に通知をするとともに（第25条第1項）、
- ② 簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載するなど相当な方法により、公告する（第26条第1項）

ことを、簡易確定手続申立団体に対して義務付けています。

### 3. 相手方による情報提供

また、対象消費者に対する情報提供の実効性を高めるため、相手方である事業者に対しても、

- ① 簡易確定手続申立団体からの求めがあるときは、簡易確定手続に関する基本的な情報（簡易確定手続申立団体の名称及び住所など）を、相手方のウェブサイト等に掲載するなどの方法により、公表する義務を課し（第27条）、
- ② 簡易確定手続申立団体による通知の実効性を高めるため、相手方が、対象消費者の氏名及び住所等の情報が記載された文書を所持する場合に、団体の求めがあるときは、当該文書を簡易確定手続申立団体に開示する義務を課し（第28条第1項）、裁判所が団体の申立てにより相手方に情報開示を命ずることができる（第29条第1項）

こととしています。

Q53 「正当な理由」（第25条第1項、第26条第1項）とはどのようなものですか。

本制度の実効性を確保するためには、対象消費者に対する情報提供を実効的に行う必要があることから、簡易確定手続開始決定がされたときは、原則として、簡易確定手続申立団体の通知・公告義務を生じさせることとしており、その例外となる「正当な理由がある場合」については、簡易確定手続申立団体に原則として通知・公告義務を課すこととした趣旨から認められるものでなければなりません。

例えば、相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者の被害回復を図ることが困難となったため、通知・公告をする意義が大きく失われたような場合などが考えられます。また、通知については、官報公告やマスコミの報道等によって既に情報を得た対象消費者から簡易確定手続申立団体が授権を受けており、当該消費者に改めて通知をすることが不要であるような場合なども考えられます。

他方、簡易確定手続申立団体が通知に必要な資金や体制を整えられなかっただけのような場合には「正当な理由がある場合」には当たらないものと考えられます。

なお、「正当な理由がある場合」には簡易確定手続申立団体には通知義務が生じないこととなりますが、簡易確定手続申立団体が任意の通知をすることが禁止されることになるものではありません。したがって、例えば、マスコミの報道等によって一部の対象消費者から既に授権を受けていた場合、授権を受けている対象消費者を除いた上で通知をしなければならないことになるものではなく、対象消費者に対して一斉に通知することも否定されません。

Q54 「知っている対象消費者」（第25条第1項）とはどのようなものですか。

「知っている対象消費者」とは、共通義務確認訴訟の判決で示された対象消費者に該当する者であると合理的に認められる消費者であって、簡易確定手続申立団体が通知をする時点において、通知をするために必要な事実が判明している者のことです。

通知をするために必要な事実としては、その者の氏名のほか、通知を送付すべき住所又は電子メールアドレス等の連絡先が該当します。

対象消費者に対する情報提供という本制度における通知の重要性及び趣旨からして、裁判所において対象消費者と認定されるだけの証拠が備わっていることまでを求めるものではなく、簡易確定手続申立団体によって対象消費者に該当する者であると合理的に認められる消費者であればよいと考えられます。

Q55 「相当な方法」(第26条第1項)とはどのようなものですか。

対象消費者に対する情報提供の実効性を確保する必要があるとしても、①その費用は最終的に対象消費者に転嫁され得る費用であり費用対効果も考慮すべきであること、②公告方法として適当な方法は事案によって異なり、簡易確定手続申立団体による迅速かつ柔軟な対応を可能とする必要もあることから、簡易確定手続申立団体による公告の方法については、特定の方法を法定するのではなく、「相当な方法」によることとしています。

「相当な方法」に当たるか否かは、情報提供の実効性及び効率性の観点を総合的に考慮して判断することになります。

この点、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法であれば、不特定多数の者がこれを閲覧することが可能であり、情報が文字化される点で対象消費者による内容把握が容易となるものであって、また、その費用も過大となるものではないという点で、「相当な方法」に該当するものと考えられます。もともと、事案における被害実態や特徴、国民生活センター等に寄せられている相談内容等からして、対象消費者の中に高齢者や障害者が多数いることが予想され、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法での情報提供の実効性に期待ができないおそれがあるような場合には、この方法に追加して又はこの方法に代えて、別途「相当な方法」による情報提供が必要となると考えられます。

Q56 通知・公告の費用は誰が負担するのですか。

通知・公告に要する費用については、相手方である事業者に負担させる旨の特段の規定は設けておらず、通知・公告を行った簡易確定手続申立団体が負担することになります。

なお、通知・公告に要する費用を含む費用について、簡易確定手続申立団体は、簡易確定手続に加入した消費者から、支払を受けることができます。

Q57 通知・公告の費用を特定適格消費者団体が負担するのはなぜですか。

通知・公告は、消費者の被害回復のために本制度で特別に設けた手続ですが、その性質は、簡易確定手続に消費者の加入を促すための準備行為となります。したがって、通知・公告に要する費用は、裁判の準備費用の一つとなりますが、裁判の準備費用は、通常の民事裁判手続においても、訴訟費用には含まれないため、仮に原告となる消費者が勝訴をしたとしても原告が負担することになる性質の費用です。

また、通知・公告の方法については、団体が一定の範囲内で適切に判断して行うことができるようにしており、その方法及び金額は定型的ではなく、一定額に収まるものではなく上限等もありません。そのため、事業者負担させるべき金額についてあらかじめ法律で一定額に定めることは難しく、仮に裁判所が事案ごとに定めることとしても、その範囲を適切に確定するため、事業者の言い分も十分に聞いた手続を踏まなければなりません。簡易・迅速な解決のための簡易確定手続の中で、そのような手続を設けることは困難です。

通知・公告がこのような性質を有するため、それに要する費用については、事業者の義務が最終的に確定していない通知・公告の段階はもちろん、簡易確定手続で相手方である事業者が敗訴したとしても、そのことを根拠に事業者負担させることは困難です。

そこで、通知・公告を手続の中に組み入れることにしましたが、更にその費用を相手方である事業者負担させる手続は設けていません。

Q58 相手方に公表義務や情報開示義務を課すのはなぜですか。

消費者が本制度を利用しようとする場合には、簡易確定手続申立団体に対して授權をするという積極的な行為が必要となります。

したがって、本制度の実効性を確保するためには、簡易確定手続申立団体に対して授權をするために必要な情報を、対象消費者に提供することが重要となります。

相手方は、共通義務確認訴訟の結果、対象消費者に対して共通義務（第2条第4号に規定する義務）を負うことが確認されており、個々の消費者に対して対象債権について法的責任を負うことになる蓋然性がある状態にあることから、相手方の負担が合理的な負担の範囲内であれば、簡易確定手続申立団体による通知・公告を補う形で、相手方にも、対象消費者に対する情報提供のための一定の義務を負わせることが合理的です。

そこで、本制度では、対象消費者に対する情報提供の実効性の観点だけでなく、相手方の負担にも配慮した上で、相手方に公表義務や情報開示義務を課すこととしています。

具体的には、対象消費者にとってみれば、契約の相手方である相手方の発信する情報は、簡易確定手続申立団体のそれと比べて目に触れる機会が多いと考えられ、対象消費者に対する情報提供方法として一定の実効性を有すると考えられることから、公表事項については裁判所の官報公告事項に限定し、また、公表方法についても、法定する合理的な方法のうち、どの方法によるかは相手方が選択することができるようにした上で、相手方に公表義務を課すこととしました（第27条）。

また、簡易確定手続申立団体は対象消費者に通知をするために必要な情報を通常有しておらず、他方で対象消費者と契約関係など接点のある相手方は対象消費者に通知をするために必要な情報が記載された文書を所持している可能性が高いと考えられることから、「相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」（第28条第1項ただし書）は義務を負わないこととした上で、相手方が所持する文書を簡易確定手続申立団体に開示する情報開示義務を相手方に課すこととしました（同項本文）。

Q59 相手方はどのような方法で公表（第 27 条）する必要がありますか。

## 1. 基本的な考え方

公表の方法については、対象消費者に対する情報提供の実効性の確保と相手方の負担を合理的な範囲にとどまるようにする観点から、一定の方法を法定しています（第 27 条）。

具体的には、本制度では、「インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法」と複数の方法を認めています。

複数の方法のうち、いずれの方法を選択するかは、相手方において判断することになります。なお、「簡易確定手続申立団体の求め」は、公表義務の発生要件として定めるものであり、公表方法について、簡易確定手続申立団体が指定することとはしていません。

## 2. 具体的な方法

掲示する方法で公表する場合には、「公衆に見やすい」（第 27 条）ように掲示することが必要となります。「公衆に見やすい」とは、対象消費者が容易に視認することができる状態になっていることを求めるものです。

インターネットを利用して公表する場合については、公表義務の趣旨からして、対象消費者が容易に視認することができるように公表することが必要となると考えられます。例えば、簡易確定手続申立団体のウェブサイトへのリンクを張って掲載する方法で公表するのであれば、そのリンク元が相手方のウェブサイトの見やすい箇所にあるとともに、リンク先の情報が対象消費者に向けられた情報であることが分かりやすいように掲示されているのであれば、インターネットを利用した公表として適当であると考えられます。

また、「その他これらに類する方法」としては、例えば、相手方が予備校であり、受講生が対象消費者であるような事案において、相手方が普段、授業に必要な配布物を置く場所に、公表事項を記載した文書を置く方法などが考えられます。



Q60 相手方が情報開示義務を負う文書はどのようなものですか。

第28条第1項本文は、相手方に情報開示義務が生じる要件として、相手方による文書の「所持」と届出期間中の「簡易確定手続申立団体の求め」とを定めています。

したがって、相手方が情報開示義務を負う対象は、簡易確定手続申立団体の求めがあった時点で相手方が所持している対象消費者の氏名及び住所又は連絡先（内閣府令で定めるものに限る。）が記載された文書になります。

なお、「対象消費者の氏名及び住所又は連絡先」とともにそれ以外の事項が記載されていても、相手方は当該文書について開示義務を負います。なお、対象消費者でないことが明らかな者の「氏名及び住所又は連絡先」や対象消費者に係るものであっても「氏名及び住所又は連絡先」以外の事項を除外して開示することができますが（第28条第2項）、相手方の負担にも配慮し、除外する義務があるものとはしていません。

また、文書には、顧客データなどの電磁的記録を含みます。